

令和3年11月1日

各 郡市教育会長 様  
各 小・中学校長 様

一般社団法人 滋賀県教育会  
会 長 中 西 芳 路

## 永年勤続教育功労者の推薦について（依頼）

晩秋の候、何かとご多忙のことと存じます。平素は本教育会発展のため格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では年度内に退職される教職員のうち、規定にもとづく永年勤続教育功労者に対して、表彰させていただいています。

つきましては、別記の表彰規定等で『永年勤続表彰』に該当される方について、同封推薦用紙に必要事項をご記入の上、令和4年1月14日(金)までに、郡市教育会事務局まで送付くださいますようお願いいたします。

推薦用紙の[推薦者]につきましてはできる限り「郡市会長名」でお願いいたします。各郡市事務局は管内分を取りまとめ、1月21日(金)までに県の事務局へご送付ください。

※ 推薦用紙の送付先



学校園所属の各郡市教育会事務局 へ

問合せ先は<滋賀県教育会事務局>

〒 520-0051 大津市梅林一丁目 4-15 滋賀県教育会館内

一般社団法人 滋 賀 県 教 育 会

TEL・FAX 077-521-0031

# 永年勤続表彰推薦規定

滋賀県教育会では、定款および細則により、本県教育の振興に尽力し、その功績が特に顕著なるものを表彰することになっています。該当者の推薦基準は、次のとおりです。

## ア 35年以上勤務して退職する教職員〔この場合は、会員でない方も含む〕

- A 35年以上、教育関係職に引き続いて在職したもので、内18年以上、本県に在職した者。  
(34年と端数の月は、繰り上げて35年とする)
- B 表彰の年の前年、4月1日から翌年3月31日の間に退職した者を含む。
- C 海外地勤務・休職などの期間も、勤務が継続していれば該当する。
- D 推薦者は各郡市教育会長とし、国立・県立学校園の場合は各校園長とする。

## イ 30年以上勤務して退職する教職員で、本会の3号会員、または最近の10年間で3年以上本会の1号・2号会員であった者

- A 30年以上35年未満の間、教育関係職に引き続いて在職したもので、18年以上、本県に在職した者。(29年と端数の月は、繰り上げて30年とする)
- B 表彰の年の前年、4月1日から翌年3月31日の間に退職した者を含む。
- C 海外地勤務・休職などの期間も、勤務が継続していれば該当する。
- D 推薦者は各郡市教育会長とし、国立・県立学校園の場合は各校園長とする。

### 留意事項

- 1 推薦用紙の提出は、令和4年1月14日(金)までに、郡市事務局まで送付ください。  
各郡市事務局は管内分を取りまとめ、令和4年1月21日(金)までに県教育会事務局必着になるようお願いいたします。被表彰者は、推薦された者の中から県教育会長が選定することになっています。
- 2 推薦者は各郡市教育会会長とし、郡市でまとめて提出してください。ただし、高等学校等にあつては推薦者は校長とし、本会事務局に直送してください。
- 3 推薦用紙は製本して永久保存する関係上、A4サイズでお願いします。
- 4 推薦用紙が不足する場合は、該当校でコピーしてください。
- 5 記入について……文書発送の日付は、空欄でお願いします。
- 6 送付については早くても結構です。(特に郡市事務局への提出はできるだけ早くお願いします)
- 7 日連教滋賀大会の開催に伴い、例年行っております表彰式はありません。県教育会事務局→郡市教育会事務局→各学校園のルートで賞状を送付します。
- 8 賞状は、可能な限り校園長から退職辞令等とともに表彰者にお渡しください。
- 9 推薦期間以降の退職者で、後に推薦のあった者については、県事務局から4月以降に自宅に賞状を送付します。
- 10 滋賀県教育会のホームページから書式をダウンロードすることができます。

